申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し 産業廃棄物収集運搬業許可証



許可番号 第03506003258号

產業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 山口県宇部市大字船木61番41

氏 名 都市産業株式会社

代表取締役 中村光

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村 岡 嗣 政

許可の年月日

令和 4年12月14日

許可の有効年月日

令和 11 年 10 月 30 日

1. 事業の範囲

(1)産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、汚泥、廃油、廃酸、廃アルウリ、紙くず、木くず、動植物性残渣、ゴムくず(これらは、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上11種類

- (2)事業の区分 積替え又は保管を除く。
- 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
- 3. 許可の条件
- 4. 許可の更新又は変更の状況 令和4年12月14日 更新許可
- 5. 積替え許可の有無 無(下関市)
- 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証(表)



許可番号 第03566003258号

特別管理產業廃棄物収集運搬業許可証

優

住 所

山口県宇部市大字船木61番41

氏 名

名 都市産業株式会社

代表取締役 中村光

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事

村岡



許可の年月日

令和 4年10月21日

許可の有効年月日

令和 11 年 6 月 22 日

- 1. 事業の範囲
- (1)特別管理産業廃棄物の種類 裏面のとおり
- (2)事業の区分 積替え又は保管を含む。
- 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ裏面のとおり
- 3. 許可の条件
- 4. 許可の更新又は変更の状況 令和4年10月21日 更新許可
- 5. 積替え許可の有無 無(下関市)
- 6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証(裏)

特別管理産業廃棄物の種類

汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、

六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、セレン又はその化合物又は、1,4-ジネキサンを含む

ことのみにより有害なものに限る。)

廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又は、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、

1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオネサンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、

鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、 ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、

1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、セレン又はその化合物、

1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、 鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、

頭又はていれた日初、八個パロコに日初、他系又はていれた日初、アクラロエチン、 ・テトラクロロエチレン、ジ クロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジ クロロエタン、1,1-ジ クロロエチレン、シス-1,2-ジ クロロエチレン、 1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジ クロロプロペン、ベンセ゛ン、セレン又はその化合物、

1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)

以上4種類

積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は 保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地:山口県山陽小野田市大字有帆字上指月10003番5

面積:60㎡ 廃棄物の種類:

汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、

六価クロム化合物、砒素又はその化合物又は、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害

なものに限る。)

廃酸 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、

砒素又はその化合物又は、セン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃アルカリ (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、

砒素又はその化合物又は、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上3種類 保管上限:4t

積み上げ高さ:屋内保管

産業廃棄物処分業許可証(表)



許可番号第03546003258号

産業廃棄物処分業許可証

住 所

山口県宇部市大字船木61番41

氏 名

都市産業株式会社

代表取締役 中村 光



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡嗣政

許可の年月日

令和 5 年 1 月 1 2 日

許可の有効年月日

令和 11 年 10 月 31 日

1. 事業の範囲

(1)事業の区分

中間処理(圧縮減容、焼却(分解を含む)、破砕、破砕・圧縮固化、油水分離、切断) 最終処分(埋立)

(2)産業廃棄物の種類

圧 縮 減 容: 廃プラスチック類(自動車等破砕物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず 以上5種類 対 (分解を含む): 廃プラスチック類、 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず

(自動車等破砕物を含む。以上3種類)、燃え殼、汚泥、廃油、廃酸、廃アハルリ、紙くず、

(目動車等破砕物を含む。以上3種類)、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃ががり、紙くす、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、

ばいじん 以上17種類

破 砕:廃プラスチック類(自動車等破砕物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず 以上5種類

破砕・圧縮固化:廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず

(自動車等破砕物を含む。以上3種類)、燃え殼、汚泥(無機性に限る。)、紙くず、

繊維くず、ゴムくず、鉱さい、ばいじん 以上10種類

油水分離: 汚泥、廃油、廃酸、廃アレカリ 以上4種類

切 断:廃プラスチック類(自動車等破砕物を含む。)、紙くず、木くず、ゴムくず 以上4種類

埋 立: ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(自動車等破砕物を含む。) 以上1種類 (これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別 管理産業廃棄物であるものを除く。)

- 2. 事業の用に供するすべての施設 裏面のとおり
- 3. 許可の条件
- 4. 許可の更新又は変更の状況 裏面のとおり
- 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有

申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し 産業廃棄物処分業許可証(裏)

事業の用に供するすべての施設

圧縮減容 設置場所:山口県山陽小野田市大字有帆字上指月10003番5

設置年月日:平成24年12月12日、処理能力:12t/日(10時間)

焼却(分解を含む) 設置場所:山口県宇部市大字船木字山田61番41、61番47、61番48

設置年月日:令和7年6月17日

処理能力:49.7t/日(24時間)<廃プラスチック類>、98.4t/日(24時間)<汚泥>、

82.4t/日(24時間)〈廃油〉、150.0t/日(24時間)〈その他の産業廃棄物〉

許可年月日:令和6年1月9日、許可番号:第26号の11

破砕 設置場所:山口県山陽小野田市大字有帆字上指月10003番5

設置年月日: 平成25年1月12日

処理能力:15t/日(10時間)〈廃プラスチック類〉、8t/日(10時間)〈木くず〉

許可年月日:平成24年4月16日、許可番号:第2号の11

破砕・圧縮固化 設置場所:山口県山陽小野田市大字有帆字上指月10003番5

設置年月日:令和7年1月7日

処理能力: 4.48t/日(8時間)<廃プラスチック類>、1.52t/日(8時間)<汚泥、鉱さい>、

0.48t/日(8時間)<紙くず>、0.16 t/日(8時間)<金属くず、ガラスく

ず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず、燃え殻、

繊維くず、ゴムくず、ばいじん>

油水分離 設置場所:山口県宇部市大字船木字山田61番41

設置年月日:平成15年1月15日、処理能力:31t/日(24時間)

許可年月日:平成13年1月24日、許可番号:第99号の9

切断 設置場所:山口県山陽小野田市大字有帆字上指月10003番5

設置年月日:平成24年12月20日、処理能力:3t/日(10時間)

管理型最終処分場 設置場所:山口県山陽小野田市大字有帆字上指月10003番3、10003番25、

10003番5の一部及び10003番16の一部

設置年月日:昭和47年3月13日、面積:17,421㎡、容量:81,122㎡

許可の更新又は変更の状況

令和 5年 1月12日 更新許可

令和 7年 3月27日 変更許可(変更事項:事業の区分(中間処理:破砕・圧縮固化)の追加)

令和 7年 6月23日 変更届 (変更事項:事業の区分(中間処理:中和)の廃止、事業の用に供

する施設 (焼却 (分解を含む)) の設置及び廃止)

特別管理産業廃棄物処分業許可証(表)



許可番号 第03576003258号

特別管理產業廃棄物処分業許可証

住 所

山口県宇部市大字船木61番41

氏 名 都市産業株式会社

代表取締役 中村 光

優

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第6項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡嗣政

許可の年月日

4年10月28

許可の有効年月日

令和 11 年 5 月 12 日

- 1. 事業の範囲
- (1)事業の区分 中間処理(焼却、油水分離、分解)
- (2)産業廃棄物の種類 裏面のとおり
- 2. 事業の用に供するすべての施設 裏面のとおり
- 3. 許可の条件
- 4. 許可の更新又は変更の状況 令和 4年10月28日 更新許可 令和 7年 6月23日 変更届 (変更事項:事業の区分(中間処理:中和)の廃止、事業の 用に供する施設(焼却(分解を含む)の設置及び廃止))
- 5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無

■ 申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し 特別管理産業廃棄物処分業許可証(裏)

特別管理産業廃棄物の種類

焼却

感染性産業廃棄物 以上1種類

焼却、油水分離

汚泥 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、

シスー1, 2ーシ、クロロエチレン、1, 1, 1ートリクロロエタン、1, 1, 2ートリクロロエタン、1, 3ーシ、クロロブ。ロヘン、ヘンセン又は、

1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類又は、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、

 $1, 2-\dot{y}$ \uparrow $1, 1-\dot{y}$ \uparrow $1, 1-\dot{y}$ \uparrow $1, 1-\dot{y}$ \uparrow $1, 1, 2-\dot{y}$ \uparrow $1, 1, 1-\dot{y}$ \uparrow $1, 1, 1-\dot{y}$ \uparrow $1, 1, 2-\dot{y}$ \uparrow $1, 1, 1-\dot{y}$ \uparrow 1, 1

1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃酸 (水素イオン濃度指数 2.0 以下のもの又は、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、

 $1, 2-\dot{y}$, $1, 1-\dot{y}$, $1, 1-\dot{y}$, $1, 1-\dot{y}$, $1, 1, 2-\dot{y}$, $1, 1, 2-\dot{y}$, $1, 1, 1-\dot{y}$, $1, 1, 1-\dot{y}$

1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃アルカリ (水素イオン濃度指数 12.5 以上のもの又は、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、

1, 2-y $^{\circ}$ $^{\circ}$

1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)

以上4種類

分解

汚泥 (シアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃アルカリ (シアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上2種類

事業の用に供するすべての施設

焼却、シアン化合物の分解 設置場所:山口県宇部市大字船木字山田61番41、61番47、61番48

設置年月日:令和7年6月17日

処理能力:49.7t/日(24時間)〈廃プラスチック類〉、98.4t/日(24時間)〈汚泥〉、

82.4t/日(24時間)<廃油>、150.0t/日(24時間)<その他の産業廃棄物>

12t/日(24時間)<シアン化合物の分解>

許可年月日:令和6年1月9日、許可番号:第26号の11

油水分離 設置場所:山口県宇部市大字船木字山田 61 番 41

設置年月日:平成15年1月15日、処理能力:31t/日(24時間) 許可年月日:平成13年1月24日、許可番号:第99号の9

一般廃棄物処分業許可証



様式第7号(第11条関係)

第319号

令和6年(2024年)4月1日

一般廃棄物処理業許可証

住 所 宇部市大字船木61番41

事業場所在地

同 上

氏名又は名称 都市産業株式会社 代表取締役 中 村 光

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第6項の 規定により許可を受けた者であることを証する。

宇部市長 篠 﨑 圭



許	可	の	区	分	処 分
事	業	の	範	囲	1 事業系一般廃棄物
事	業	Į.	玄	域	宇部市全域
許	可の	有	効其	用限	令和6年4月 1日 から 令和8年3月31日 まで
積者	捧 (伊	マ 管) 場	易所	1 宇部市大字船木字山田 61 番 41 号 (面積 21.0 m)
許	可	Ś	条	件	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに市条例及び要綱、その他関係 法令を遵守すること。 2 その他市長の指示に従うこと。
特	記	ļ	事	項	一般廃棄物処理施設として、(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、 資源ごみ(紙くず、木くず、繊維くず))を処理する能力を有す る。

産業廃棄物処理施設設置許可証 第26号の11(表)



令和6年1月9日

住 所 山口県宇部市大字船木61番41

名 都市産業株式会社 氏 代表取締役 中村 光

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第15条第1項

の規定により、

を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

山口県知事村岡嗣



許可の年月日	令和6年1月9日	許可番号	第26号の11
施設の種類及び処理 する産業廃棄物の種類とでの種類の 質に石綿含有産業廃棄物 に石綿含有産業廃棄 物、水銀使用製品会 業廃棄物又は水会含 有ばいじん等が含ま れる場合は、その旨 を含む。)	裏面のとおり	複製	「不可
設 置 場 所	山口県宇部市大字船木字山田61番	41、61番4	7、61番48
処 理 能 力	 汚泥 廃油 たプラスチック類 シアン化合物 ・12.0 t/日(24 時間) 産業廃棄物 ・150.0 t/日(24 時間) 	、3.435 t/時間 、2.073 t/時間 、0.500 t/時間	
許可の条件			
規則第11条第8項の 規定による許可証の 提 出 の 有 無	有・	無	
留 意 事 項	 施設の設置に当たっては、各種関係 計画内容等に変更があった場合は、けること。 施設の使用前検査申請書を提出し、 	、当庁に速やかに	連絡し、指示を受

■ 申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し 産業廃棄物処理施設設置許可証 第26号の11(裏)

(1) 施設の種類

政令第7条第3号 (汚泥の焼却施設)

政令第7条第5号 (廃油の焼却施設)

政令第7条第8号 (廃プラスチック類の焼却施設)

政令第7条第11号 (汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設)

政令第7条第13号の2 (産業廃棄物の焼却施設)

(2) 廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじん

以上17種類

特別管理産業廃棄物の種類

汚 泥 シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン又は1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。

廃油 揮発油類、灯油類若しくは軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。

廃 酸 水素イオン濃度指数 2.0 以下のもの又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩 化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン若しくは 1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。

廃アルカリ 水素イオン濃度指数 12.5 以上のもの又はシアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジ クロロエタン、1,1-ジ クロロエチレン、シス-1,2-ジ クロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジ クロロプ ロペン、ベンセン若しくは 1,4-ジ オキサンを含むことのみにより有害なものに限る。

感染性産業廃棄物 以上5種類

■ 申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し 産業廃棄物処理施設設置許可証 第99号の9(表)



産業廃棄物処理施設

設置 許可証 変更

平成 13 年 1月24日

住 所 山口県小野田市稲荷町10番23号

氏 名 都市産業株式会社 代表取締役 藤 田 敏 彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条第1項の規定により、設置 の許可を 第15条の2第1項

受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

山口県知事 二 并 関



許可の年月日	平成 13 年 1 月 24 日 許可番号 第99号の9		
施設の種類及び処 理する産業廃棄物 の種類	(1)施設の種類:政令第7条第4号(廃油の油水分離施設) (2)廃棄物の種類:汚泥、廃油、廃酸、廃アルルリ (これらのうち、特別管理産業廃棄物であるも のを含む。) 以上4種類 ※特別管理産業廃棄物の種類は裏面に記載		
設置場所	山口県厚狭郡楠町大字船木字山田61番41		
処 理 能 力	3 1 t / 日 (24) 時間		
許可の条件	恢发		
留 意 事 項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、 指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

■ 申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し 産業廃棄物処理施設設置許可証 第99号の9(裏)

特別管理産業廃棄物の種類

- 汚 泥 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン又は ベンゼン及びシアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又は、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1-ジクロロプロペン又は、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン又はベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン又はベンゼン及びシアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上4種類

■ 申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し 産業廃棄物処理施設設置許可証 第2号の11



産業廃棄物処理施設

設置許可証

平成24年4月16日

住 所 山口県宇部市大字船木61番41

氏 名 都市産業株式会社 代表取締役 眞鍋 啓介

第15条第1項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第<u>15条の2の6第1項</u>の規定により、 変更の許可

を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

山口県知事二井関



	The second secon		
許可の年月日	平成24年4月16日	許可番号	第2号の11
施設の種類及び処理 する産業廃棄物の 種類	 (1)施設の種類 政令第7条第7号(廃プラスチ政令第7条第8号の2(木くず (2)廃棄物の種類 廃プラスチック類、紙くず、木以上5種類 	の破砕施設)	
設 置 場 所	山口県山陽小野田市大字有帆字	上指月3番5	
処 理 能 力	廃プラスチック類15t/日木くず8t/日	(10時間)	
許 可 の 条 件	*	複類	以不可
規則第11条第8項の 規定による許可証の 提 出 の 有 無	有		
留 意 事 項	 施設の設置に当たっては、各種 計画内容等に変更があった場合 受けること。 施設の使用前検査申請書を提出 	は、当庁に速やか	に連絡し、指示を

一般廃棄物処理施設設置許可証 指令廃リ対策第59-6号



別記第1号様式 (第1条の2、第1条の4関係)

一般廃棄物処理施設

設置

許可証

変更

住 所 山口県宇部市大字船木61番41

氏 名 都市産業株式会社 代表取締役 中村 光

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第8条第1項 の規定により、

設置

の許可を

受けた一般廃棄物処理施設であることを証します。

令和6年1月5日

山口県知事 村岡

村 岡 嗣



許可の年月日	令和6年1月5日	許可番号	指令廃リ対策第59-6号
施設の種類及び処 理する一般廃棄物 の種類	(1)施設の種類: ごみ処理施設 (焼却施設) (2)廃棄物の種類: 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ		
設 置 場 所	山口県宇部市大字船木字山	田61番4	1、61番47、61番48
処 理 能 力	147.6 t/日(24時	間)	複製不可
許可の条件			泛表了可
備考	1. 施設の設置に当たっては、 2. 計画内容等に変更があった場 3. 施設の使用前検査申請書を	場合は速やから	こ連絡し、指示を受けること。

一般廃棄物処理施設設置許可証 指令平23廃リ対策第81-6号



第1号様式 (第1条の2、第1条の3関係)

一般廃棄物処理施設

設置

許可証

変更

住 所. 山口県宇部市大字船木61番41

氏 名 都市産業株式会社

代表取締役 眞鍋 啓介

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第8条第1項

設置

の規定により、

の許可を

受けた一般廃棄物処理施設であることを証します。

平成24年4月16日

山口県知事

二井関



許可の年月日	平成24年4月16日 許可番号 指令平23廃リ対策第81-6号
施設の種類及び処	(1)施設の種類:①ごみ処理施設(破砕施設) ②ごみ処理施設(圧縮減容施設)
理する一般廃棄物の種類	(2)廃棄物の種類:可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ (廃プラスチック類、紙くず、木くず、ゴムくず、 繊維くず等)
設 置 場 所	山陽小野田市大字有帆字上指月3番5
処 理 能 力	①破 砕 施 設 15t/日 (10時間) ②圧縮減容施設 12t/日 (10時間)
許可の条件	複製不可
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。

■ 申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する処理に係る許可証

九運海舶第60号

許 可 書

都市産業株式会社 代表取締役 中村光 殿

令和 6 年 12 月 17 日付で申請のあった廃油処理事業の変更については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 28 条第 1 項の規定により許可する。

令和7年1月6日

九州運輸局長